

野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業業務方法書

昭和46年 5月21日制定	平成 5年 5月31日改正
昭和47年 5月19日改正	平成 8年 5月28日改正
昭和49年 5月17日改正	平成11年 5月31日改正
昭和50年 5月 6日改正	平成14年 5月31日改正
昭和53年 5月26日改正	平成17年 5月31日改正
昭和54年 5月22日改正	平成20年 3月31日改正
昭和56年 3月30日改正	平成20年 5月31日改正
昭和57年 5月28日改正	平成21年 6月22日改正
昭和59年 3月30日改正	平成23年 6月27日改正
昭和62年 4月10日改正	平成25年 6月 5日改正
平成元年 5月26日改正	平成26年 3月27日改正
平成 2年 4月10日改正	平成30年 6月18日改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会定款（以下「定款」という。）に基づき、公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会（以下「本会」という。）が行う野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業の業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 本会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関との緊密な連絡のもとに、その行う業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(業 務)

第 3 条 本会は、野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業に係る実施細則（以下「実施細則」という。）別表 1 の対象品目の欄に掲げる対象品目の価格の著しい低落があった場合において、この低落が対象品目の出荷に関し定款第 5 条第 1 号の会員（以下「1号会員」という。）との間に直接又は間接の委託関係（1号会員に対してされた区域内対象野菜の出荷の委託によるものをいう。）のあるその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金をその生産者に交付するため、1号会員に対して生産者補給交付金を交付する。

(対象品目とその条件)

第4条 本会の業務の対象とする野菜及び花き(以下「対象品目」という。)は、実施細則別表1の対象品目の区分の欄に掲げる対象品目とし、次の各号の条件を備えているものとする。

- (1) 1号会員が定款第5条第2号の会員(以下「2号会員」という。)を通じて出荷販売したものであること。
- (2) 1号会員の区域内で作付けされ、加入にあたっては、市町村ごとトン単位(花きにあつては千本単位)の申込であること。
- (3) 1号会員の区域内で生産される対象品目の出荷が、全体として合理的、かつ計画的に行われること。
- (4) 前各号の規定により、出荷された対象品目の販売が、無条件委託販売であること、山形県の定める青果物標準出荷規格によること、共選品又は検査品であること及び販売代金の精算が、農業協同組合以上の単位で共同計算方式によるものであること。

(対象市場)

第5条 本会の業務の対象とする市場(以下「対象市場」という。)は、実施細則別表1の対象品目区分の欄に掲げる対象品目ごとに、これらの表の対象市場区分の欄に掲げるとおりとする。

(対象出荷期間)

第6条 本会の業務の対象とする対象品目の出荷販売の期間(以下「対象出荷期間」という。)は、実施細則別表1の対象品目区分の欄に掲げる対象品目ごとに、これらの表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。

(業務区分)

第7条 本会の業務は、対象品目ごとに、対象市場ごと及び対象出荷期間ごとに、区分(以下「業務区分」という。)して行うものとする。

(業務対象年間)

第8条 本会の業務の対象とする年間(以下「業務対象年間」という。)は、実施細則別表1の対象品目区分の欄に掲げる対象品目の業務区分ごとに、これらの表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。

- 2 本会は、知事の承認を得て業務対象年間を短縮することができる。

第2章 生産者補給交付金の交付申込み

(生産者補給交付金の交付に関する申込み)

第9条 1号会員は、業務区分ごとに、生産者補給交付金を受けるべき旨を、原則としてその生産者補給交付金の交付を受けようとする年度の前年12月31日までに、別記様式第1号の申

込書により2号会員を通じて申し込むものとする。

ただし、業務対象年間移行に伴う申込みについては、この限りではない。

- 2 本会は、前項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を1号会員及び2号会員に通知するものとする。

(生産者補給交付金の交付に関する申込みの解除)

第9条の2 本会は、前条の規定による申込みを承諾した1号会員が、野菜生産出荷安定法(昭和41年7月1日付け法律第103号)に基づく、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通達)に基づく、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に加入した場合には、係る生産者補給交付金の交付に関する申込みを解除するものとする。

(交付予約数量の変更)

第10条 第9条第2項の規定により通知を受けた1号会員は、別記様式第2号の申込書を2号会員を通じて提出して、その通知に係る同条第1項の申込書に記載した交付予約数量の変更を申し込むことができる。

- 2 第9条及び第12条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第9条第1項中「生産者補給交付金を受けようとする年度」とあるのは、「第10条第1項の規定により変更の申込みをした交付予約数量の変更分について生産者補給交付金の交付を受けようとする年度」と第12条第2項中「第9条第1項の申込書に記載した交付予約数量」とあるのは、「第10条第2項において準用する第9条第1項の申込書に記載した交付予約数量の変更分」と読み替えるものとする。

第3章 補給準備金の造成及び負担金

(補給準備金の造成)

第11条 本会は、次条の規定により徴収する負担金及び山形県、市町村、その他の者から生産者補給交付金の交付に充てることを条件として交付された金銭を生産者補給金交付準備金(以下「補給準備金」という)として造成する。

(負担金)

第12条 本会は、第9条第2項の規定により通知したときは、1号会員及び2号会員に負担金を負担させるものとする。

- 2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに、実施細則別表1の対象品目区分の欄に掲げる対象品目ごとに、本会が別に定める資金造成単価に第9条第1項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において補給準備金に残額があった業務区分について、負担金を納入した1号会員及び2号会員に係る負担金の額は、この額か

ら会長理事が知事の承認を受けて定める額を控除した額とする。

(1) 1号会員負担金 100分の37.5

(2) 2号会員負担金 100分の2.5

3 1号会員及び2号会員は、実施細則に定める納入期限の日までに負担金を納入するものとする。

4 本会は、補給準備金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合には、業務対象年間中にあっても前各項の規定を準用し、理事会が別に定める負担金を負担をさせることができるものとする。

この場合において、実施細則第5条中「当該生産者補給交付金の交付を受けようとする年度」とあるのは、「業務方法書第12条第4項の規定により負担金を負担させようとする年度」と読み替えるものとする。

5 本会は、第1項及び第4項の規定により負担金を負担させるときは、当該1号会員及び2号会員に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入告知書を送付するものとする。

(延滞金)

第13条 本会は、1号会員及び2号会員が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、別に定めるところにより延滞金を徴することができるものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第14条 1号会員及び2号会員は、本会に納入すべき負担金につき、相殺をもって本会に対抗することができない。

第4章 特別積立金の造成

(特別積立金)

第15条 特別積立金の額は、理事会が別に定める。

第5章 生産者補給交付金の交付

(基準価格の設定)

第16条 本会は、実施細則別表1の対象品目区分の欄に掲げる対象品目に係る業務区分ごとに保証基準価格及び最低基準価格を設定し、知事の承認を受けてこれを定めるものとする。

(出荷販売実績報告)

第17条 本会は、1号会員の当該対象出荷期間に当該対象市場に出荷した当該対象品目の旬別の販売実績を別記様式第3号の出荷販売実績報告書により、2号会員に別に定める期日までに報告させるものとする。

(平均販売価格)

第18条 本会は、前条の規定により報告された業務区分ごとの合計額の1キログラム当たり、ストックにあつては1本当たり過重平均値に相当する価格（以下「平均販売価格」という。）を算定し、その結果を関係会員に通知するものとする。

(生産者補給金を交付する場合)

第19条 生産者補給交付金の交付は、業務区分ごとに、第9条第1項の規定による申込みをした1号会員が、その生産者の委託を受けて当該対象出荷期間に当該対象市場に出荷した当該対象品目の平均販売価格が、保証基準価格を下回った場合に当該1号会員に対して行うものとする。

2 平均販売価格の算定に当たっては、毎月1日から10日まで、11日から20日まで及び21日から31日（その月の末日が28日である月については28日、その月の末日が29日である月については29日、その月の末日が30日である月については30日）までを、それぞれ1旬として計算するものとする。ただし、対象出荷期間に属する数が7日未満である旬の当該出荷期間に属する日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとする。

(生産者補給交付金の金額)

第20条 対象品目についての生産者補給交付金の金額は、業務区分ごと及び1号会員ごとに旬別の生産者補給交付金単価に、当該1号会員がその生産者の委託を受けて当該旬別の生産者補給交付金単価に対応する期間に、当該対象市場に出荷した当該対象品目の数量（その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場に出荷した当該対象品目の数量で除して得た数量に当該1号会員に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

ただし、生産者補給交付金の金額が1,000円未満の場合には、これを交付しないものとする。

2 前項の生産者補給交付金単価は、業務区分ごとに、保証基準価格から平均販売価格（平均販売価格が最低基準価格を下回ったときは、当該最低基準価格）を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。

(生産者補給交付金の交付申請)

第21条 1号会員は、生産者補給交付金の交付を受けようとするときは、第18条の通知を受けた日から10日以内に別記様式第4号の交付申請書により申請しなければならない。

(生産者補給交付金の一部交付等)

第22条 本会は、次の各号に掲げる場合には、生産者補給交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した生産者補給交付金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 本会に提出した第9条第1項の申込み書に不実の記載をしたとき。
- (2) 本会に対する負担金の納入について、正当な理由がないのに怠ったとき。
- (3) 仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (4) 本会から交付を受けた生産者補給交付金について、生産者補給金の交付を怠ったとき。

(5) 第17条の規定により2号会員から報告された1号会員ごとの販売実績数量が、第9条第2項の規定により承諾された交付予約数量に著しく相違したとき。

(6) その他生産者補給交付金の交付の必要を認めがたいとき。

(生産者補給金の交付)

第23条 1号会員は、生産者補給交付金の交付を受けたいときは、速やかに、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を第19条第1項の委託に係る生産者に対して、その委託に係る対象品目の数量を基礎として、1号会員の定める取扱要領（交付指針）により、生産者補給金として交付しなければならない。

2 1号会員は、生産者補給金の交付を終了したときは、遅滞なく別記様式第5号により、その交付金の結果を本会に報告しなければならない。

(生産者補給交付金の削減)

第24条 本会は、業務区分ごとに生産者補給交付金の額が、業務区分ごとの補給準備金造成額を超えるときは、生産者補給交付金の額から当該超える額を削減するものとする。

第6章 補給準備金の管理

(補給準備金の管理)

第25条 本会は、第11条に規定する補給準備金を業務区分ごとに区分して管理するものとする。

2 補給準備金の運用から生じた利益は、補給準備金に繰り入れるほか、知事の承認した使途に充てることができるものとする。

(負担金の返戻)

第26条 本会は、業務対象年間の期間中は、負担金を返戻しないものとする。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合において、当該各号に係る1号会員及び2号会員から申出があったときは、当該各号に掲げる金額を当該1号会員及び2号会員に対して返戻するものとする。

(1) 業務方法書の変更があった場合において、第10条第1項の規定による申込みをする1号会員及び2号会員が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額（第19条の規定により生産者補給交付金の交付を受けた場合にあっては、この額から会長理事が定める金額を控除した金額。以下この号において同じ。）から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき、当該残額。

(2) 業務方法書の変更があった場合において、第10条第1項の規定により申込みをしない1号会員及び2号会員が、変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額があるとき、当該納入した金額に相当する金額。

- (3) 定款第12条第1項又は第13条第1項の規定により、会員の資格を喪失した場合において、当該喪失に係る1号会員及び2号会員が第12条第4項の規定により納入した負担金の額に相当する金額があるとき、当該納入した負担金に相当する金額。
- (4) 第9条の2の規定により、生産者補給交付金の交付に関する申込みの解除を行った場合において、当該解除に係る1号会員及び2号会員が第12条第4項の規定により納入した負担金の額に相当する金額があるとき、当該解除に該当する負担金に相当する金額。
- (5) 第10条第1項の規定により、交付予約数量の変更を行った場合において、業務区分ごとに納入した金額に相当する金額から、業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき、当該残額。

第7章 雑 則

(事務負担金)

第27条 本会は、業務の運営を円滑に推進するために事務負担金を徴収することができる。

- 2 事務負担金の額等は、理事会の議決を経て定める「青果物等価格安定制度に係る事務負担金取扱要領」の規定に基づき、理事会で定める。

(報告の徴収及び調査)

第28条 本会は、必要があると認めるときはこの事業の実施に必要な限度において、1号会員及び2号会員に対し事業の実施状況、生産者補給交付金の配分のための措置、その他必要な事項について報告させ、又は1号会員及び2号会員の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類、その他必要な物件を調査することができる。

(細 則)

第28条 本会は、業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営に関し、必要な事項について細則を定めることができる。

- 2 前項の細則を定めたときは、遅滞なく、知事に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

附 則 (昭和46年6月1日付け指令園第1314号)

- 1 この業務方法書は、この協会の設立許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和47年11月15日付け指令園第7073号)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年7月25日付け指令流通第2856号)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年5月24日付け指令流通第1007号)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年6月15日付け指令園第2190号)

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年6月15日付け指令園第1495号)

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年4月1日付け指令園第93号)

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

2 この業務方法書の施行時において、第9条第1項中「その生産者補給交付金の交付を受けようとする最初の年の前年12月31日までに」とあるのは、「昭和56年 4月10日」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和57年6月1日付け指令園第1151号)

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。

附 則 (昭和59年4月23日付け指令園第79号)

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

2 この業務方法書の施行時において、第9条第1項中「その生産者補給交付金の交付を受けようとする最初の年の前年12月31日までに」とあるのは、「昭和59年4月15日」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和62年4月23日付け指令園第45号)

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

2 この業務方法書の施行時において、第9条第1項中「その生産者補給交付金の交付を受けようとする最初の年の前年12月31日までに」とあるのは、「昭和62年4月25日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成元年6月28日付け指令園第291号)

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

2 第18条の平均販売価格は、当分の間卸売代金から消費税分を控除した額により計算するものとする。

附 則 (平成2年4月19日付け指令園第65号)

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

2 この業務方法書の施行時において、第9条第1項中「その生産者補給交付金の交付を受けようとする最初の年の前年12月31日までに」とあるのは、「平成2年4月28日」と第12条第3項中「4月から6月までに開始される業務区分にあつては4月30日」とあるのは「5月31日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成5年5月31日付け農経第207号)

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

2 この業務方法書の施行時において、第9条第1項中「その生産者補給交付金の交付を受けようとする最初の年の前年12月31日までに」とあるのは、「平成5年6月10日」と第12条第3項中「4月から6月までに開始される業務区分にあつては4月30日」とあるのは「7月10日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成8年9月2日付け農園第598号)

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

2 この業務方法書の施行時において、第9条第1項中「その生産者補給交付金の交付を受けようとする最初の年の前年12月31日までに」とあるのは、「平成8年6月20日」と第12条第

3 項中「4月から6月までに開始される業務区分にあつては4月30日」とあるのは「7月31日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成11年6月4日付け農畜第520号)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第9条第1項中「その生産者補給交付金の交付を受けようとする最初の年の前年12月31日までに」とあるのは、「平成11年6月18日」と第12条第3項中「4月から6月までに開始される業務区分にあつては4月30日」とあるのは「7月31日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成14年6月2日付け生流第881号)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第9条第1項中「その生産者補給交付金の交付を受けようとする最初の年の前年12月31日までに」とあるのは、「平成14年6月6日」と第12条第3項中「4月から6月までに開始される業務区分にあつては4月30日」とあるのは「7月31日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成17年6月13日付け生流第618号)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第9条第1項中「その生産者補給交付金の交付を受けようとする最初の年の前年12月31日までに」とあるのは、「平成5年6月20日」と第12条第3項中「4月から6月までに開始される業務区分にあつては4月30日」とあるのは「7月20日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成20年4月28日付け農政第93号)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年6月16日付け農政第246号)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第9条第1項中「その生産者補給交付金の交付を受けようとする年度の前年12月31日までに」とあるのは、「平成20年6月30日」と第12条第3項中「4月から6月までに開始される業務区分にあつては4月30日」とあるのは「7月31日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成21年6月29日付け新農第131号)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第12条第3項中「4月から6月までに開始される業務区分にあつては4月30日」とあるのは「7月31日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成23年7月15日付け新農第178号)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年6月19日付け園農第107号)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。

附 則 (平成30年7月9日付け園農第119号)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。